

広島県採用手法向上ハンズオン支援コンサルタント登録要領

(総則)

第1条 本要領は、広島県採用手法向上ハンズオン支援コンサルタント（以下「コンサルタント」という。）の登録に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 コンサルタントの登録は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者を対象とする。

- (1) 広島県の物品調達及び委託・役務業務の競争入札参加資格を有する者であること。
- (2) 広島県の物品調達及び委託・役務業務の競争入札等に係る指名除外を受けていない者であること。
- (3) 低入札価格調査制度事務処理要領（平成28年1月12日制定）第11項に定める他入札への参加禁止措置の対象となっている者でないこと。
- (4) 法人格を有する団体であって、企業の新卒採用活動業務について十分な知識と遂行能力を有し、適正な経理執行体制を有している者であること。
- (5) 広島県内に本社、支社、営業所等の拠点を有するなど、県の求めに応じて迅速な連絡・調整が可能な者であること。

(登録の申請)

第3条 コンサルタントの登録の申請をしようとする者は、コンサルタント登録申請書（様式1）を知事に提出しなければならない。

(登録の承認)

第4条 知事は、前条の規定により登録の申請があった者について、第2条各号に掲げる要件を満たしていると認めた場合は、コンサルタント登録承認書（様式2）により、コンサルタントへの登録を承認するとともに、県ホームページに企業等の名称のほか、必要な情報を掲載する。

(登録の取り消し)

第5条 知事は、コンサルタントが次の各号のいずれかに該当するときは、コンサルタントへの登録をすることができない。また、登録後に各号に該当することが判明した場合には取り消すことがある。

- (1) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けた者を除く。）
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- (3) 広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第19条第3項の規定による公表が現に行われている者
- (4) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- (5) 県税の未納がある者

(6) その他、コンサルタントとして適当でないとし事が認めた者

(役割)

第6条 コンサルタントは、次の各号に掲げることについて、可能な範囲で県に協力しなければならない。

- (1) 県内中小企業者等に対し、広島県採用手法向上ハンズオン支援補助金について周知を図ること。また、本補助金の成果を図るため、支援企業の事後調査を行うこと。
- (2) 広島県の求人サイト「ひろしまワークス」や就活スターティングサイト「Go!ひろしま」を積極的に活用するよう、支援企業に対して普及啓発を行うこと。

(事故・苦情等の処理)

第7条 コンサルタントは、その責めに帰すべき理由により、業務の遂行過程において、県内中小企業者等に損害を与えた場合又は苦情等が発生した場合は、自己の責任において誠実に対応し、解決しなければならない。

附則

(施行期日)

第1条 この要領は、令和7年4月1日から施行する。

(準備行為)

第2条 登録申請並びに登録の承認、登録の取り消しは、施行日前においても行うことができる。

(様式1)

広島県採用手法向上ハンズオン支援コンサルタント登録申請書

年 月 日

広島県知事 様

(事業者名) _____

(所在地) _____

(代表者 職・氏名) _____

広島県採用手法向上ハンズオン支援コンサルタントに登録したいので申請します。

申請に必要な事項については、次のとおり申告します。(該当するものを☑又は■で記載)

登録要件			
<input type="checkbox"/>	広島県の物品調達及び委託・役務業務の競争入札参加資格を有しています。		
<input type="checkbox"/>	広島県の物品調達及び委託・役務業務の競争入札等に係る指名除外を受けていません。		
<input type="checkbox"/>	低入札価格調査制度事務処理要領第11項に定める他入札への参加禁止措置の対象となっていない。		
<input type="checkbox"/>	法人格を有する団体であって、企業の新卒採用活動業務について十分な知識と遂行能力を有し、適正な経理執行体制を有しています。		
<input type="checkbox"/>	広島県内に本社、支社、営業所等の拠点の有するなど、県の求めに応じて迅速な連絡・調整が可能です。		
<input type="checkbox"/>	広島県採用手法向上ハンズオン支援コンサルタント登録要領第5条各号に該当する者ではありません。		
支援可能地域			
<input type="checkbox"/>	①広島県全域	<input type="checkbox"/>	②一部の地域に限る支援可能地域を記載
支援内容 ※採用手法向上ハンズオン支援補助金交付要綱第6条別表			
<input type="checkbox"/>	ア インターンシップ充実プログラム		
<input type="checkbox"/>	イ 内定辞退抑制プログラム		
<input type="checkbox"/>	ウ 総合支援プログラム		
担当者等			
担当者名		電話番号	
E-mail			

登録後、県のホームページで紹介するため、次頁（別紙）を添付してください。

(様式2)

広島県採用手法向上ハンズオン支援コンサルタント登録承認書

年 月 日

様

広島県知事

印

年 月 日付けで申請のあった広島県採用手法向上ハンズオン支援コンサルタントへの登録について、承認します。

コンサルタント登録番号 ○○○